

このメールマガジンでは、福島労働局の「今」…重要なお知らせ、法改正の概要、報道発表資料、労働局等が開催するセミナーなど…をお届けします。

詳細は、ホームページの以下のリンク先をご覧ください。

## ○ 重要なお知らせ

### ○ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

～1人でも雇つたら、労働保険(労災保険・雇用保険)の成立が必要です～

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険(労災保険)と「雇用保険」とを総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置づけた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開しております。

#### 【厚生労働省HP】

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html)

※詳しくはこちらをご覧ください。



### ○ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

福島労働局では、11月25日(火)に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を郡山市の「ビッグパレットふくしま」にて開催します。

このシンポジウムは、過労死等の防止の重要性について、広く県民に周知を図ることを目的に開催するものであり、誰でも参加可能なものとなっています(無料)。

申し込み等の詳細はこちらをご覧ください。



#### 【厚生労働省HP】

<http://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



## ○ ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！～職場のハラスメント撲滅月間～

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、**12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め**、集中的な広報を実施しております。

これに伴い、福島労働局においても令和7年12月1日(月)～令和7年3月31日(火)までの間、労働者だけでなく事業主も利用できる**「ハラスメント対応特別相談窓口」**を設置いたします。相談内容等に係るプライバシーは厳守いたします(匿名での相談可)。また、相談無料ですのでお気軽にご相談ください。

### ＜相談窓口連絡先はこちら＞

福島労働局 ハラスメント対応特別相談窓口	
働く方や事業主等が相談できる「ハラスメント相談特別窓口」を開設し、セクハラ、いわゆるマタハラ、パワハラ等に関するハラスメントの相談を受け付けます。	
※時間を作けて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。	
<b>○福島労働局 総合労働相談コーナー</b>	
フリーダイヤル（労働者専用）	0800-800-4611 024-536-4600 024-536-4609
雇用環境・均等室	月曜～金曜 8:30～17:15 土日祝日、年末年始を除く
<b>○労働基準監督署内の総合労働相談コーナー</b>	
福島労働基準監督署内	024-503-4859
郡山	024-900-9609
いわき	0246-81-0068
会津	0242-26-6495
白河	0248-24-1391
須賀川	0248-75-3519
喜多方	0241-22-4211
相馬	0244-36-4175
富岡	0240-22-3003
月曜～金曜 9:00～16:30 土日祝日、年末年始を除く	

### 職場におけるハラスメント防止対策は事業主の義務です

厚生労働省の職場のハラスメント対策のポータルサイト「あかるい職場応援団」では、事業主がハラスメント防止のため雇用管理上講ずべき措置やハラスメント防止対策資料等について紹介しています。

ぜひともご確認・ご活用ください。



あかるい職場応援団 -職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ)の予防・解決に向けたポータルサイト-



あかるい職場応援団  
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

## ○ リ・スキリング等教育訓練でスキルアップ等を目指す皆さんへ

～令和7年10月から創設！リ・スキリング等教育訓練支援融資のご案内～

厚生労働省

日本語 English

本文へ お問い合わせ窓口 よくある御質問

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法規

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 求職者支援制度のご案内 > リ・スキリング等教育訓練支援融資

雇用・労働 リ・スキリング等教育訓練支援融資

1. 融資対象者 2. 融資対象教育訓練 3. 融資内容 4. 債務残高の一部返済免除  
5. 制度適用の流れ 6. 注意事項 7. 関連施策

リ・スキリング等教育訓練支援融資は、**スキルアップ等を目指す方々を支援する融資制度**です。令和7年10月から創設されました。生活面の不安無く訓練を受けることができるよう、「**教育訓練費用**」と「**教育訓練期間中の生活費**」を融資します。

さらに、訓練を修了した方が、**一定の要件**を満たした場合、債務残高の返済が一部免除されます。

それぞれの要件や申請手続等、**詳細は以下のリンク先からご覧ください。**

**【リ・スキリング等教育訓練支援融資について】(厚生労働省 HP)**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/reskillingtou\\_shienyu/shi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/reskillingtou_shienyu/shi.html)



## ○ 従業員の教育訓練や資格取得を応援する事業主の皆さんへ ～令和7年10月からスタート！教育訓練休暇給付金のご案内～



教育訓練休暇給付金は、令和7年10月から雇用保険の一般被保険者である従業員が、労働協約や就業規則等に定められた社内制度に基づき、**教育訓練を受けるために30日以上連續した無給の休暇を取得した場合に給付を受けられる制度**として新たにスタート。

就業規則等の整備のほか、教育訓練休暇開始後には賃金支払状況をハローワークに届け出させていただく必要があるなど、従業員が制度を利用しようとする場合、**事業主の皆様のご協力・ご対応が必要となりますので、パンフレット等**をご覧いただき、ご不明点等は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001513595.pdf>

【パンフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001543278.pdf>



【教育訓練休暇給付金について】(厚生労働省 HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufokin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufokin.html)



## ○ 業務改善助成金の対象事業者が9月5日から拡充されました

中小企業のより多くの方々に活用していただけるよう、業務改善助成金の**対象事業者の範囲**を、地域の実情に応じて**拡充**します。

【拡充のポイント】

- 事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることが出来ます。
- 最低賃金の影響を強く受ける中小企業が活用しやすくなるよう、特定的に、**賃金引き上げ計画の事前提出についても省略**を可能とします。

【厚生労働省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html>

【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001556067.pdf>



○ 令和7年10月～12月「学びへgo！」キャンペーンを実施！  
～キャンペーン期間中、各種人材開発各種支援策を一層促進します～

令和7年10月から12月、福島労働局では公的職業訓練の受講促進及びリ・スクリーニングによる能力向上支援を一層促進するため、「学びへGo！」キャンペーンを実施します。

人材開発に取り組む事業主・事業主団体のみなさま、スキルアップやキャリア形成したい働いている方、あるいはこれから働くとしている方に向けたさまざまな支援策を用意しています。

詳しくはこちらをご覧ください。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) for human development. A prominent banner in the center reads "やってみっぺ ハロートレーニング 急がば学べ". The banner includes various icons and text boxes related to training programs, such as "公的職業訓練 受講料免除制度" (Public Vocational Training Fee Exemption System) and "就職支援制度" (Job Placement Support System). Below the banner, there is a section titled "あしたを拓く人を創る" (Create people who open up the future) with a circular image of diverse individuals.

【厚生労働省 人材開発 ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/>



【福島労働局ハロートレーニング特設ページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_00057.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00057.html)



○ 工事を発注される方、トラックを利用する発荷主・着荷主の方、貸切バスを発注される方へ



建設業従事者、  
トラックドライバー、  
バス運転者にも、  
2024年4月から時間外労働の上限規制が  
適用されています。  
皆さまで力を合わせて、働き方改革に取り  
組みましょう！



<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

長時間労働を減らすため、取引業者の皆さんにご協力をお願いしています。

建設業従事者	週休2日を確保可能な適正な工期・代金による工事の受発注をお願いします。
トラックドライバー	荷待ち・荷役等時間の短縮に向けた取組をお願いします。適正な運賃・料金の収受に向けた話し合いをお願いします。
バス運転者	行程やダイヤについて話し合いをお願いします。

## ○ 「改正育児・介護休業法」令和7年10月1日完全施行！

- 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等  
5つの措置（①始業時刻当の変更、②テレワーク、③保育施設の設置運営、④就業しつつ子を養育することを用意にするための休暇、⑤短時間勤務制度）から2つ以上の措置を選択して講じる必要があります。
- 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮



就業規則の規定例や個別周知・意向確認の際に用いる「様式」例

※ 社内用にアレンジしてご活用いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



## ○ 工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です！

一部工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては、2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査義務化がスタートします。

【福島労働局HP】

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html)



【厚生労働省HP】

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>  
(石綿総合情報ポータルサイト)



## ○ 福島労働局からのご案内（10/31 定例報告会）

### ○ 令和7年10月定例報告会資料

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_02754.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02754.html)

雇用失業情勢(令和7年9月分)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002442095.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002442096.pdf>

## ○ 報道発表（10/1～10/31）

### ○ 令和7年10月発表資料

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou\\_00114.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00114.html)

▶ 10/24

[「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～](#)

▶ 10/24

[過重労働などに関する労働相談を受け付けます～「過重労働相談受付集中期間\(11月1日～7日\)」・「過重労働解消相談ダイヤル\(11月1日\)」において相談に対応します～](#)

▶ 10/24

[長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果を公表します](#)

▶ 10/21

[「ユースエール認定企業」認定通知書交付式を行います](#)

▶ 10/16

[小売業、介護施設「SAFE協議会」を10月24日に開催します](#)

▶ 10/14

[「令和7年度新規高卒者等就職面接会\(会津若松会場\)」を開催します](#)

▶ 10/8

[「若者のための合同企業説明会 in 福島市・伊達市」同時開催「ふるさと再発見！移住・定住相談会」を10月16日\(木\)に開催します！](#)

▶ 10/8

[「えるぼし認定」認定通知書交付式を開催します](#)

▶ 10/6

[福島県最低賃金の改正について](#)

▶ 10/2

[建設業における働き方の見直しに向けた取組の周知・協力を要請します](#)

## ○ イベント情報 隨時更新中（10/1～10/31）

▶ 10/28

[外国人雇用管理セミナーを開催します\(郡山会場\)](#)

▶ 10/22

[【学生のみなさん】ふくしま企業説明会＆業界研究会を開催します！](#)

▶ 10/21

[令和7年度「事業主のための助成金セミナー」開催します。](#)

▶ 10/16

[福島労働局「介護就職デイ」\(就職面接会、説明会等\)を開催します。](#)

▶ 10/15

[福島労働局労働者派遣事業・職業紹介事業セミナー\(対面&オンライン\)を開催します！](#)

▶ 10/6

[令和7年度 就業環境整備・改善支援事業について\(厚生労働省委託事業\)](#)

## ○ 各ハローワーク等のイベント情報

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_01878.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html)

▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

<a href="#"><u>ハローワーク福島</u></a>	<a href="#"><u>ハローワークいわき</u></a>
<a href="#"><u>ハローワーク会津若松</u></a>	<a href="#"><u>ハローワーク郡山</u></a>
<a href="#"><u>ハローワーク白河</u></a>	<a href="#"><u>ハローワーク須賀川</u></a>
<a href="#"><u>ハローワーク相双</u></a>	<a href="#"><u>ハローワーク二本松</u></a>

▶ その他窓口のイベント情報

<a href="#"><u>福島わかものハローワーク</u></a>	<a href="#"><u>福島新卒応援ハローワーク</u></a>
<a href="#"><u>郡山新卒応援ハローワーク</u></a>	<a href="#"><u>ハローワーク郡山 マザーズコーナー</u></a>

## ○ 新着情報 隨時更新中（10/1～10/31）

▶ 10/29

[11月26日\(水\)「企業説明会＆面談会」を開催いたします](#)

▶ 10/29

[ミドルシニア世代を対象としたセミナー等のご案内](#)

▶ 10/28

[「ハロートレーニングスケジュール令和7年度 冬号」を掲載しました。](#)

▶ 10/27

[【参加企業募集中！】ふくしま企業説明会＆業界研究会を開催します！](#)

▶ 10/23

[ハロートレーニング ハロートレーニング情報|福島労働局](#)

▶ 10/10

[ハローワーク職員\(任期付職員\)を募集します！](#)

▶ 10/8

[令和7年度 治療と仕事の両立支援セミナーが開催されました。](#)

▶ 10/7

[令和7年度「安全衛生に係る福島労働局長賞」表彰式を行いました](#)

▶ 10/6

[福島県最低賃金の改正について](#)

▶ 10/2

[建設業における働き方の見直しに向けた取組の周知・協力を要請します](#)

▶ 10/2

[国家公務員採用一般職試験\(高卒者試験\)受験者向けの業務説明会を開催します](#)

▶ 10/1

[令和7年度福島労働局安全衛生労使専門家会議を開催しました。](#)

▶ 10/1

[「中高年世代の活躍を支援します！！」のページを更新しました。](#)

▶ 10/1

[労働基準関係法令違反に係る公表事案](#)

## ○ フォトレポート（10/1～10/31）

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_03002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03002.html)



▶ 10/1

令和7年度 福島労働局安全衛生労使専門家会議を開催しました。

▶ 10/7

令和7年度「安全衛生に係る福島労働局長賞」表彰式を行いました。

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_03010.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03010.html)



▶ 10/1

令和7年度 治療と仕事の両立支援セミナーが開催されました。

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_03015.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03015.html)



▶ 10/10  
「ユースエール認定企業」5年継続証明書の交付を行いました

会津商工信用組合

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_03030.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03030.html)



▶ 10/14  
「えるぼし認定」認定通知書交付式を開催しました

株式会社 SEI喜羅里

## HOT TOPIC

### 過労死等防止に関する特設サイトのご案内

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

#### 【厚生労働省HP】

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/karoushizero/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/index.html)



#### 【過労死等防止のための取組】

- ◎長時間労働の削減
- ◎職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ◎過重労働による健康障害の防止
- ◎職場のハラスメントの予防・解決
- ◎働き方の見直し
- ◎相談体制の整備等

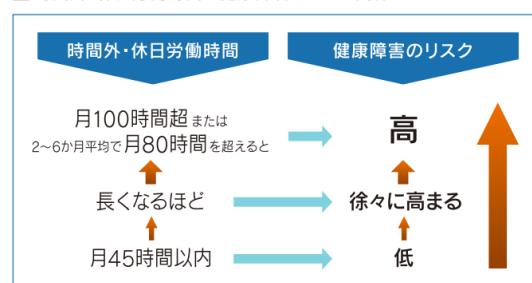
#### 【過労死の定義】

- ◎業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ◎業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ◎死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患・精神障害

#### ■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係

#### 【長時間労働と過労死等】

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。



配信しました情報について、貴団体の機関誌、HPなどに掲載いただき、広く会員企業の皆様への周知にご活用いただきたく、よろしくお願ひいたします。

また、ご活用いただきました場合には、下記の該当する番号に○をつけていただき、このメールでご返信くださいますよう併せてお願ひいたします。

1. 機関誌に掲載(予定も含む)
2. HPに掲載(予定も含む)
3. 会員にちらしを配付(または同封)(予定も含む)
4. その他  
( )

今後も当局から様々な情報を提供させていただきますので、引き続き、広報にご協力くださいますようよろしくお願ひします。

次回は12月上旬に配信予定。

※※

福島労働局雇用環境・均等室（担当：安保）

〒960-8112 福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎4F

電話 024-536-2777

※※※